赤沢渓谷を美しくする保護管理協議会 会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会の名称は赤沢渓谷を美しくする保護管理協議会(以下、「協議会」とする)とし、略称を「赤沢渓谷を美しくする会」とする。

(目 的)

第2条 本会は、レクリエーションの森「赤沢自然休養林」設置の趣旨に沿い、木曽森林管理署長と協力して、当該自然休養林の自然を保護し、安全かつ快適に利用できるよう森林整備、環境整備、清掃美化活動を図ることを目的とする。

(活動区域)

第3条 協議会が諸活動を行う区域は、レクリエーションの森「赤沢自然休養林」及びその周辺とする。

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行い、また当該目的の趣旨に沿った活動に対し協力を行うものとする。

- 1. 当該自然休養林の保全及び環境整備に関すること
 - (1) 森林の環境対策としての保育
 - (2)標識類、ベンチ、歩道等の簡易な施設、トイレ等の環境衛生施設の整備及び維持管理
 - (3) 清掃美化、その他の保全活動
 - (4) 利用者の安全対策
 - (5) 利用者協力金の収受及び管理
- 2. 当該自然休養林の活用に関すること
 - (1) 普及啓蒙活動及びそれに付随する印刷物等の作成
 - (2) 利用促進に関わる各種イベントの企画・実施
- 3. その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(組 織)

第5条 本会は、当該自然休養林に関係する地方公共団体及び議会、関係官公庁、利用施設の事業者、関係交通機関、関係諸団体・機関及び本会の趣旨に賛同する団体等をもって構成する。

第3章 役員及び事務職員

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- 1. 会 長 1名
- 2. 副 会 長 1名
- 3. 理事若干名
- 4. 会計監事 2名

(役員の職務)

第7条 役員は次の職務を行う。

- 1. 会長は本会を代表し、本会の職務を総括する。
- 2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3. 理事は会長を補佐し会務を遂行する。
- 4. 会計監事は本会の会計を監査し、総会に報告する。

(役員の選出)

第8条 役員は総会において会員の中から互選する。

(役員の任期)

第9条 本会の役員の任期は2年とし、再任を妨げない。但し、中途にて就任したる 役員の任期は次期改選までとする。

(顧 問)

第10条 本会に顧問を置くことができることとし、顧問は本会の適正な運営について助言を行うこととする。

(役員等の報酬)

第11条 本会の役員、顧問は全て名誉職とする。

(事務職員)

- 第12条 本会の事務を行うため事務局を長野県木曽郡上松町役場産業観光課に置き、かつ次の職員を置く。
- 1. 事務局長 1名
- 2. 事務局員 若干名

(事務職員の職務)

第13条 事務職員は会長の指揮を受け、本会の会務に従事する。

第4章 会 議

(総 会)

第14条 協議会の総会は、定期総会及び臨時総会とする。

- 1. 定期総会は年1回これを開催する。
- 2. 臨時総会は会長が必要と認めたとき、または会員の半数以上の請求があったとき招集する。

(役員会)

- 第15条 役員会は、会長・副会長・理事を以て組織する。また必要に応じて顧問も 出席する。
- 2. 役員会は総会に次ぐ決定機関で、必要の都度これを開き、会務の運営並びに本会の目的の達成に必要な緒決定を行う。

(会議の成立)

第16条 総会は会員の半数以上、役員会は理事総数の半数以上の出席者を以て成立 し、議事は出席者の過半を以て決定する。可否同数の場合は議長の決するところによ る。

(議 長)

第17条 総会及び役員会は会長がその議長となる。

第5章 事業・会計

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び実績)

第19条 本会の会計年度における事業計画・事業実績、及び事業予算・事業決算を 作成し、総会の承認を受けたのち公表するものとする。

(経費)

第20条 本会の経費は赤沢森林環境整備協力金(以下、「利用者協力金」という)、 寄付金及び負担金を以て充てる。

(利用者協力金)

- 第21条 本会の目的を達成するための事業経費として別表1に定める利用者協力 金を赤沢自然休養林の利用者から徴収できるものとする。
- 2. 利用者協力金の収受業務については、赤沢自然休養林内の駐車場等運営業務の委託者に行わせることができるものとし、さらに駐車場料金と併せて収受できるものとする。
- 3. 利用者協力金は赤沢自然休養林内での募金箱方式も併用する。

(その他)

第22条 この会則に定めるもののほか、この会の運営に関して必要な事項は、本会の決定を経て定める。

(附則)

この会則は、平成26年 4月 8日から施行する。

別表1

赤沢森林環境整備協力金 (利用者協力金)

単位:円(消費税を含む)

車 種 別		単位	利用者協力金	備考
乗合自動車	大型バス	台	1, 000	25人乗り以上
	マイクロバス	台	4 0 0	25人乗り未満
乗合自動車		台	200	軽四輪車を含む
自動二輪車		台	5 0	原付を含む